

浦添市福祉関連総合拠点施設整備基本計画策定業務（R8）に係る 一般競争入札に関する公告

浦添市長 松本 哲治

一般競争入札を実施するで、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

1. 件 名 浦添市福祉関連総合拠点施設整備基本計画策定業務（R8）
2. 概 要 「特記仕様書」のとおり
3. 業務場所 浦添市経塚地内
4. 履行期間 契約日の翌日より令和9年3月31日まで
5. 入札に参加できる者の資格要件

- (1) 浦添市契約規則（昭和55年規則第4号）第17条の規定に基づく審査により、本市の入札の参加資格を有すると認められ、令和7・8年度入札参加資格者名簿に登録のある者。
- (2) 本入札の公告日から落札決定日（落札者がいなかったときは、この入札の終了を宣言した日）までの間に、本市から指名停止の措置又は入札資格取り消しを受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 特記仕様書の内容を満たす業務を、期限内に確実に遂行し得る者。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 当該公告内容及び特記仕様書、契約内容等を確認・理解し、承諾した者。
- (7) 特記仕様書「1－6（管理技術者及び照査技術者、技術者）」に定める必要な資格を有する技術者を適切に配置できる者。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者ではないこと。
- (9) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている事業者ではないこと。

※入札参加者が、開札日までに上記（1）～（9）の要件を満たさなくなったとき、又は、満たさないことが判明したときは、入札参加資格を認めない。

6. 契約条項を示す日及び場所

日 時：令和8年5月14日（木）

場 所：浦添市ホームページ及び浦添市役所掲示板

7. 参加資格審査及び提出書類等

本入札に参加しようとする者は、以下の書類を提出し、参加資格審査を受け、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。(一般競争入札参加資格証の交付を受けていない者は、入札に参加することができない。)

- (1) 一般競争入札参加申請書(様式1)
- (2) 入札保証金確認書(事前確認)(様式2)
- (3) 営業概要書(様式3)
- (4) 納税証明書(各1部(原本又はその写し))
 - ① 国税: その3の3(法人)
 - ② 市町村税: 事業所がある市町村の「完納証明書」又は「滞納のない証明書」

提出先: 企画部 企画課 福祉関連総合拠点形成推進室(市役所4階)
(〒901-2501 浦添市安波茶1丁目1番1号)

提出方法: 提出先へ直接持参又は郵送(提出期限必着)

提出期限: 令和8年5月25日(月) 15:00

※様式は浦添市ホームページよりダウンロード可

8. 一般競争入札参加審査の結果通知について

- (1) 期間内に受理した申請について、令和8年5月25日(月) 17:00までに電話・FAX又はメールにより受理した旨を通知し、審査結果については追って通知する。
- (2) 入札参加資格がある者については、令和8年5月26日(火)までに入札参加資格証を送付する。

9. 入札説明について

- (1) 本入札における入札説明会は開催しないものとする。
- (2) 詳細については「入札説明書」・「競争入札心得書」・「浦添市建設工事等に係る最低制限価格取扱要領」を確認すること。

10. 質問及び回答について

受付期間: 令和8年5月15日(金)～令和8年5月20日(水) 12:00(正午)まで

質問方法: 質問書を企画課 福祉関連総合拠点形成推進室の窓口へ提出してください。

持参が難しい場合はメール又はFAXでの提出でも構いません。この場合は、入札日までに原本を提出してください。

※様式は浦添市ホームページよりダウンロード可

回答方法: 令和8年5月22日(金) 17:00までに浦添市ホームページにて掲示する。

11. 入札及び開札の日時、場所

日時: 令和8年6月4日(木) 10:00 受付開始 10:30 入札開始

場所: 浦添市役所 議会棟1階 102会議室

12. 入札保証金(浦添市契約規則第19条による)

- (1) 本入札に参加しようとする者は、その入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付すること。ただし、浦添市契約規則第19条第1項第1号又は第2号の規定に該当する場合は、これを免除することができる。
- (2) 上記については、現金のほか有価証券等で提供することができる。その場合においては、浦添市契約規則第19条第4項の規定によること。
- (3) 入札保証金は入札終了後還付するものとする。ただし、落札者に対しては契約締結

後に還付するものとする。この場合、落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。

- (4) 落札者が落札通知後に本市の指定する期日までに契約を締結しないときは、その落札を無効とし、入札保証金は浦添市に帰属するものとする。

13. 入札時に必要な書類

- (1) 一般競争入札参加資格証
- (2) 入札書（郵送による入札は行わない）
- (3) 委任状（代理人が入札する場合のみ）
※（2）及び（3）は浦添市ホームページよりダウンロード可

14. 入札事項説明

- (1) 予定価格 ¥12,600,000-（消費税及び地方消費税抜き）
- (2) 最低制限価格 有り
- (3) 入札回数 1回（即時開札）

15. 入札の無効（浦添市契約規則第25条による）

以下のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者のした入札又は代理人により入札をしようとする者で、その権限を証する書面を提出せず、確認を受けない代理人がした入札
- (2) 指定の日時までに提出又は到達しなかった入札
- (3) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の額に達しない者がした入札
- (4) 入札者又は代理人の記名押印がない入札
- (5) 同一入札について入札者又は代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (6) 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、双方の入札
- (7) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- (8) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札
- (9) 同一入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参加者の代理をしたものの入札
- (10) 入札に関し不正な行為を行った者がした入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

16. 落札者の決定の方法（浦添市契約規則第22条及び第23条による）

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格を入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち合わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員に引かせるものとする。
- (3) 入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、最低の価格を入札した者と随意契約の交渉を行う場合がある。

17. 契約保証金（浦添市契約規則第6条による）

本市と契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、浦添市契約規則第6条第1項の規定に該当する場合は、これを免除することができる。

18. 契約日

落札の通知を受けた日から7日以内とする。

19. その他

- (1) 当該公告等に定めるもののほか、浦添市契約規則（昭和55年規則第4号）及び浦添市競争契約入札心得（平成27年3月31日告示第39号）、その他関係法令等に定めるところによる。
- (2) 一般競争入札参加申請書の提出後に、入札を辞退する場合は、入札執行の前においては、入札辞退届（浦添市ホームページよりダウンロード可）を入札執行者に直接持参により行うものとする。また、入札執行中においては、入札辞退届を入札執行者に直接提出又はその旨を明記した入札書を入札箱に投入するものとする。

20. 問い合わせ先

担当部署：企画部 企画課 福祉関連総合拠点形成推進室（担当：宮城）

住 所：〒 901-2501 浦添市安波茶1丁目1番1号

電話番号：098(876)1234（内線2521）

Fax 番号：098(877)0543

E-mail アドレス：kikaku@city.urasoe.lg.jp

浦添市ホームページ URL：http://www.city.urasoe.lg.jp/